

議案第40号

北九州市立高等学校学則の一部改正について

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立高等学校の学科及び入学定員を変更する等のため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立高等学校学則の一部改正について

【入学定員の変更】

北九州市立高等学校には普通科と情報ビジネス科があるが、情報ビジネス科の志願倍率は年々下降傾向※1にある。卒業後の就職希望者も2割を切っている（残り8割はほぼ進学希望）ことなどから、同科の入学定員を減員し、減員分については一定の志願倍率を維持している普通科に組み入れる。

具体的には、令和6年度の入学者から情報ビジネス科の入学定員を120人から80人に変更（1学級減）するが、普通科の入学定員については80人から120人に変更（1学級増）※2する。

【国の普通科改革を踏まえた学科構成の変更】

国は、約7割の生徒が進学する「普通科」の画一的な在り方を見直し、偏差値ではなく特色や魅力で選ばれる高校を増やすとともに、授業についても生徒を惹きつける内容を増やして生徒の学習意欲を高めるため、令和3年に学校教育法施行規則等の一部を改正した（別添資料のとおり）。

この改正により、これまでは「普通教育を主とする学科」には「普通科」しか設置できなかったが、令和4年度から「学際領域に関する学科」（学際的・複合的な学問分野に関する教科等を設ける学科）と「地域社会に関する学科」（地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な学びに関する学科）を設けることが可能になった。

本市においては、産業構造や若年人口減などの社会情勢の変化などを踏まえ、令和元年度に有識者会議「北九州市後期中等教育に関する検討会議」を立ち上げ、北九州市立高等学校及び戸畑高等専修学校の在り方について協議を重ねてきた。

令和3年に、教育委員会では、検討会議での意見などを踏まえ、北九州市立高等学校については存続させるものの、地域の魅力を生かした特色ある教育内容の充実などの改革が急務であり、探究的な学習活動の充実や学科構成を変更（現行の普通科を「地域社会に関する学科」へ）することなどを決定している。

各設置者は、特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることができるが、変化が激しく、不確実性の高い時代にあって、様々な年齢・分野・立場の方々と対話・連携・協働しながら、共に未来を創造することを目指す学科とすることから、現行の普通科の新たな名称については「未来共創科」に改称する。

以上のことから、両科の入学定員と学科構成を変更する等のため、北九州市立高等学校学則（昭和39年北九州市教育委員会規則第4号）の関係規定を改めるもの。

※1	平成30年度	普通科 1.19	情報ビジネス科 1.02
	令和元年度	普通科 1.01	情報ビジネス科 0.80
	令和2年度	普通科 1.40	情報ビジネス科 1.18
	令和3年度	普通科 1.18	情報ビジネス科 1.13
	令和4年度	普通科 1.29	情報ビジネス科 0.90

※2	平成 8年4月1日	240人 (商業科120人、国際経済科40人、情報処理科80人)
	平成11年4月1日	240人 (商業科160人、情報処理科80人)
	平成19年4月1日	240人 (普通科80人、情報ビジネス科160人)
	令和 2年4月1日	200人 (普通科80人、情報ビジネス科120人)

2 改正内容

情報ビジネス科の入学定員を「120人」から「80人」に変更し、普通科の入学定員は「80人」から「120人」に変更する。

学科の名称を「普通科」から「未来共創科」に変更する。

また、各学科の区分が、高等学校設置基準第5条（学科の種類）のいずれに属するのかについても明記する。

現行	
学科	入学定員
普通科	80人
情報ビジネス科	120人
合計	200人

改正後	
学科	入学定員
普通教育を主とする学科 未来共創科	120人
専門教育を主とする学科 情報ビジネス科	80人
合計	200人

3 施行期日

令和6年4月1日

4 経過措置

改正後の第1条の規定は、令和6年度の入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。**

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

(※) 令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。**

(※) 令和4年4月1日から施行

2

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備するものとする。**
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。**
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員**の配置**その他の措置を講じるよう努めるものとする。**

(※) 令和4年4月1日から施行

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則

北九州市立高等学校学則（昭和 3 9 年北九州市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「学科、入学定員及び」を「学科の区分及び名称、入学定員並びに」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 学科の区分及び名称並びに入学定員 次のとおり

ア 普通教育を主とする学科 未来共創科 1 2 0 人

イ 専門教育を主とする学科 情報ビジネス科 8 0 人

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 条の規定は、令和 6 年度の入学者から適用し、令和 5 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(課程等)</p> <p>第1条 北九州市立高等学校(第17条及び第19条を除き、以下「高等学校」という。)の課程、<u>学科の区分及び名称、入学定員並びに修業年限は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学科の区分及び名称並びに入学定員 次のとおり</u></p> <p>ア <u>普通教育を主とする学科 未来共創科 120人</u></p> <p>イ <u>専門教育を主とする学科 情報ビジネス科 80人</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(課程等)</p> <p>第1条 北九州市立高等学校(第17条及び第19条を除き、以下「高等学校」という。)の課程、<u>学科、入学定員及び修業年限は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学科及び入学定員</u></p> <p><u>普通科 80人</u></p> <p><u>情報ビジネス科 120人</u></p> <p>(3) 略</p>